

常滑市災害廃棄物処理計画（概要版）

平成 30 年 1 月

常滑市

第 1 章 計画の基本事項

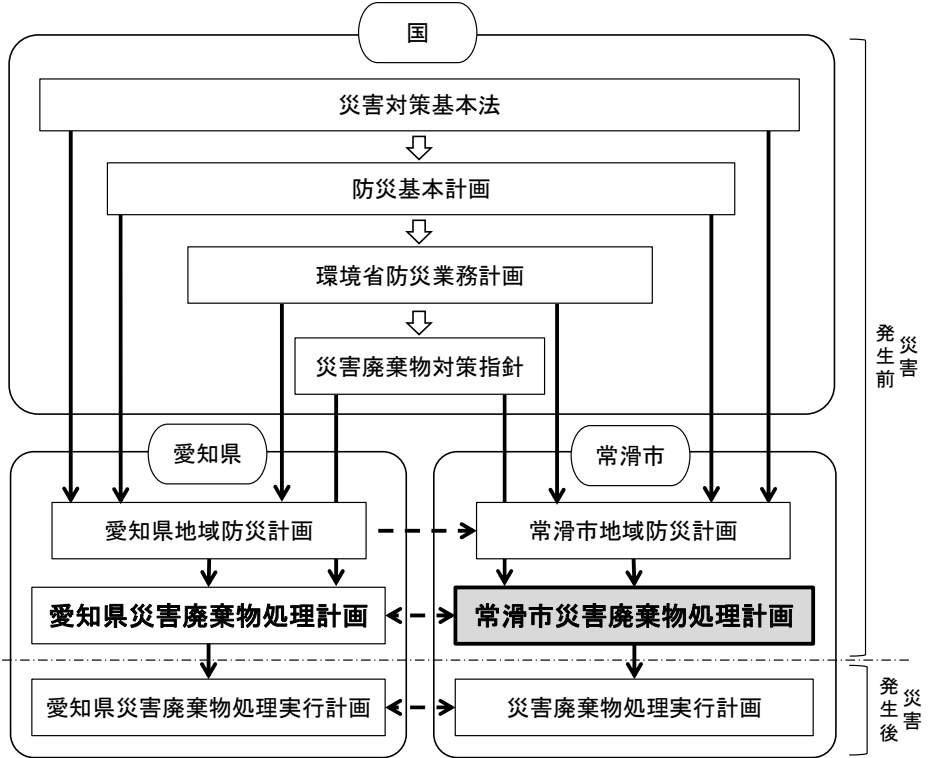
1. 計画の目的

今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害等に備え、災害時に発生する災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するための「常滑市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、適宜改訂を行うほか、教育及び訓練の実施を通じた計画の検証など必要に応じて計画内容の見直しを行い、より実効性のある計画を目指す。

2. 計画の位置付け

本計画の位置づけを右図に示す。



3. 想定する災害とその被害の概要

想定する災害は過去、発生した規模の大きな地震・津波から「過去地震最大モデル」とする。

(1) 想定する災害

最大震度	6 強
最大津波高	4.4m
最短津波到達時間	58 分
浸水面積	360ha

(2) 被害想定

建物被害 全壊・消失 [冬・18 時発火]	約 500 棟
人的被害 死者数 [冬・深夜 5 時発火]	約 100 人
下水道機能支援人口 (発災 1 日後) [冬・18 時発火]	約 2,200 人
避難者数 (1 日後) [冬・18 時発火]	約 11,000 人

4. 対象とする廃棄物及び業務

(1) 対象とする廃棄物

種 類		
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿	
災害廃棄物	片付けごみ	災害可燃物、災害不燃物、廃家電
	解体廃棄物	木くず、コンクリートがら、金属くず
		腐敗性廃棄物、廃自動車等、廃船舶、有害廃棄物、その他処理が困難な廃棄物、津波堆積物
	思い出の品等	

(2) 対象とする業務

対象とする業務
・収集・運搬 / ・再利用・再資源化
・中間処理 / ・最終処分
・二次災害の防止
・個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去
・それに関する一連の業務

(3) 時期区分による業務概要

時期区分	時間の目安	時期区分の特徴
発災直後	48 時間以内	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)
初動期	数日間	
応急対応 (前半)	～ 3 週間程度	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する)
応急対応 (後半)	～ 3 カ月程度	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う)
復旧・復興	～ 3 年程度	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理を行う)

第2章 災害廃棄物処理に関する基本方針

1. 基本方針

本市は、自らが被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画に取りまとめる。災害廃棄物の処理に関する事項は、基本方針に従い処理する。

基本方針

1. 衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。

2. 計画的な処理

災害発生後、時間の経過とともに災害廃棄物に対する対応の方法も変化することが予測されることから、段階ごとの状況を想定した上で、計画的な処理体制を構築し、処理を推進する。また、他自治体や民間事業者と相互協力体制の構築を図るとともに広域的な処理についても検討していく。

3. 環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行う。特に野焼きは原則禁止とし、石綿含有廃棄物、PCB、フロン類、化学物質、感染性廃棄物等の飛散・流出防止対策など有害廃棄物への対策を実施する。

4. リサイクルの推進

発生する災害廃棄物をできる限り地域の復旧・復興等に役立てるとともに、廃棄物の発生現場から廃棄物の分別を行い、災害廃棄物のリサイクルの推進と最終埋立処分量の低減を図る。

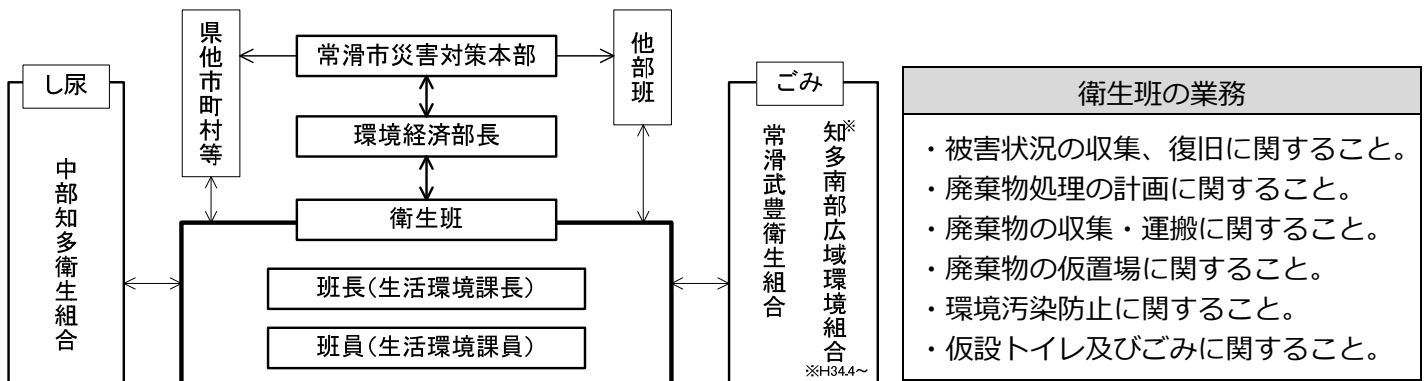
5. 安全作業の確保

災害時の廃棄物処理業務は、ごみの組成や量の違い、危険物の混入等に伴い、発生ガスによる火災や感染症の発生等が想定されるため、二次災害の発生を防止し、作業の安全性の確保を図る。

2. 組織体制

災害対策本部の中の衛生班を中心として災害廃棄物対策を行う。

また、災害廃棄物処理は長期にわたり、多数の人員が必要になる業務であることから、必要に応じて応援職員を動員して臨時体制を組織する。



第3章 災害廃棄物の処理

1. 災害廃棄物発生量

選別前発生量推計値

	災害廃棄物			津波堆積物	合計
	小計	可燃物	不燃物		
発生量 (t)	213,676	41,248	172,428	88,007	301,683
発生割合	71%	14%	57%	29%	100%

発災後は現地確認等により被害状況を把握し、発生量の推計の見直しを行う。

2. 収集運搬

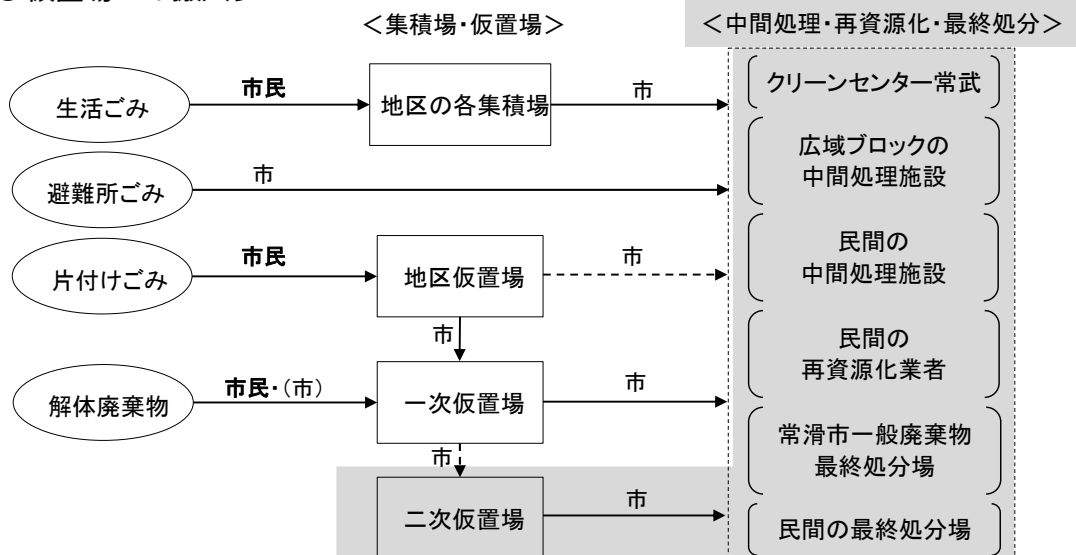
- ① 災害廃棄物の運搬車両は発災後の申請により、通行許可車両として緊急輸送道路の通行が認められる。道路の被災状況や仮置場のごみの状況等により、必要に応じて常滑警察に通行許可車両として申請を行い、運搬ルートを確認する。
- ② 大規模災害では、通常の収集運搬体制のみでは対応できず、ダンプトラック等の収集運搬車両や重機（バックホウ、つかみ機、ブルドーザー等）が必要となる。
- ③ 想定必要台数：37～62台
- ④ 発災後は必要に応じて収集運搬方法の見直しを行う。発生した災害廃棄物等発生量に応じて、許可業者に家庭系一般廃棄物の収集運搬を委託することを検討する。

3. 仮置場の配置計画

(1) 仮置場の分類

名称	役割
地区仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市民が災害廃棄物を直接搬入する ・手作業による簡単な分別作業を行う ※発災直後3日以内に設置し、数ヶ月を目安に一次仮置場に集約、原状回復を行う
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・地区仮置場又は解体・撤去現場から災害廃棄物を搬入する ・手作業、重機等による分別・選別作業（簡単な破碎作業を含む。）を行い、基本的な分別・選別を完了させる ※地区仮置場の設置後、なるべく早く設置し、1年間を目安に原状回復を行う
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場から災害廃棄物を搬入する ・中間処理（破碎、焼却等）を行う ※災害規模に応じて設置する。市単独での設置が難しい場合には、近隣市町村と共有の二次仮置場を設置する。仮置場での処理終了後、速やかに原状回復を行う。

(2) 集積場及び仮置場への搬入フロー



(3) 仮置場の必要面積

	①保管面積(m ²)	②作業スペース(m ²)	必要面積 (m ²) (①+②) / 2
一次仮置場	52,051	34,701	43,376

(4) 仮置場候補地

① 地区仮置場

本市では地区仮置場候補地を設定している。住宅密集地など近隣に適地がない地区では、民間の遊休地なども含めて引き続き検討していくものとする。

② 一次仮置場・二次仮置場

- 発災後速やかに、被災地域の範囲や被害状況を踏まえて、地区仮置場及び一次仮置場を設置する。
- 被災状況を反映した発生量を基に、仮置場の必要面積を推計し、仮置場の増設の必要性を検討する。

4. 仮置場の運用計画

(1) 受入条件

仮置場の種類	受入条件
地区仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、市民により直接搬入される片付けごみ（災害可燃物、災害不燃物、廃家電）とする。 ・分別がされていない場合や分別が不十分な場合は搬入を認めない。
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、地区仮置場から搬入される災害廃棄物 ・本市の収集運搬委託業者により搬入される廃棄物及び災害対策本部等から受け入れ要請のあった廃棄物 ・本市の事業として災害により解体撤去した建物から発生した廃棄物 ・分別がされていない場合や分別が不十分な場合は搬入を認めず、再度分別を要請する。 ・発生現場が不明確な場合は搬入を認めない。

(2) 保管及び搬入・搬出管理

仮置場の種類	保管及び搬入・搬出管理
地区仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の住民相互の協力により、適正な運用を行う。 ・選別して搬入された廃棄物ごとに区分し、置き場所を定めて保管する。 ・分別区分が分かるような掲示を行う。 ・周辺の道路混雑を防止するため、一方通行などの対策を講じる。 ・円滑な搬入を図るため、必要に応じて仮置場に車両誘導員を配置する。 ・家電リサイクル法対象品は、分別して保管する。
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・選別して搬入された廃棄物ごとに区分し、区域を定めて保管する。 ・受付で各搬入車両の積載物のチェックを行う。 ・災害廃棄物の発生量等を考慮し、必要な人員・資機材等を配置する。 ・入口及び場内に案内図を掲示するなど搬入車両の円滑な動きを誘導する。 ・場内ルートを整備し、標識などを設置して交通事故の防止を図る。 ・円滑な搬入を図るため、必要に応じて仮置場に車両誘導員を配置する。 ・家電リサイクル法対象品、処理困難物、危険物は、分別して保管する。

(3) 二次仮置場の設置・運営

一次仮置場のみでは分別、保管、処理ができない場合には、発災前に整理した必要事項を踏まえ、地元調整や民間事業者への委託を行い、二次仮置場を設置、運営する。

5. 災害廃棄物の処理

(1) 処理方針

- 大規模な地震発生に伴い、大量に発生する災害廃棄物、がれき等を速やかに被災地から収集運搬し、再利用・焼却・埋立て等の処理を行う。
- 災害時の廃棄物の収集運搬・処理については、本市による自己処理が原則となる。
- 国庫補助に係る国の動向を踏まえ、国庫補助申請に係る県の担当者と連絡調整を図る。
- 災害廃棄物の再利用・再資源化を可能な限り推進し、埋立処分量の削減を図る。
- 本市単独で対応できない場合には、国・県・他市町村・民間業者等に対して協力を求め、早期復旧を図る。また、災害廃棄物を広域処理する協議会が設置された場合には、参加を検討する。

(2) 処理スケジュール

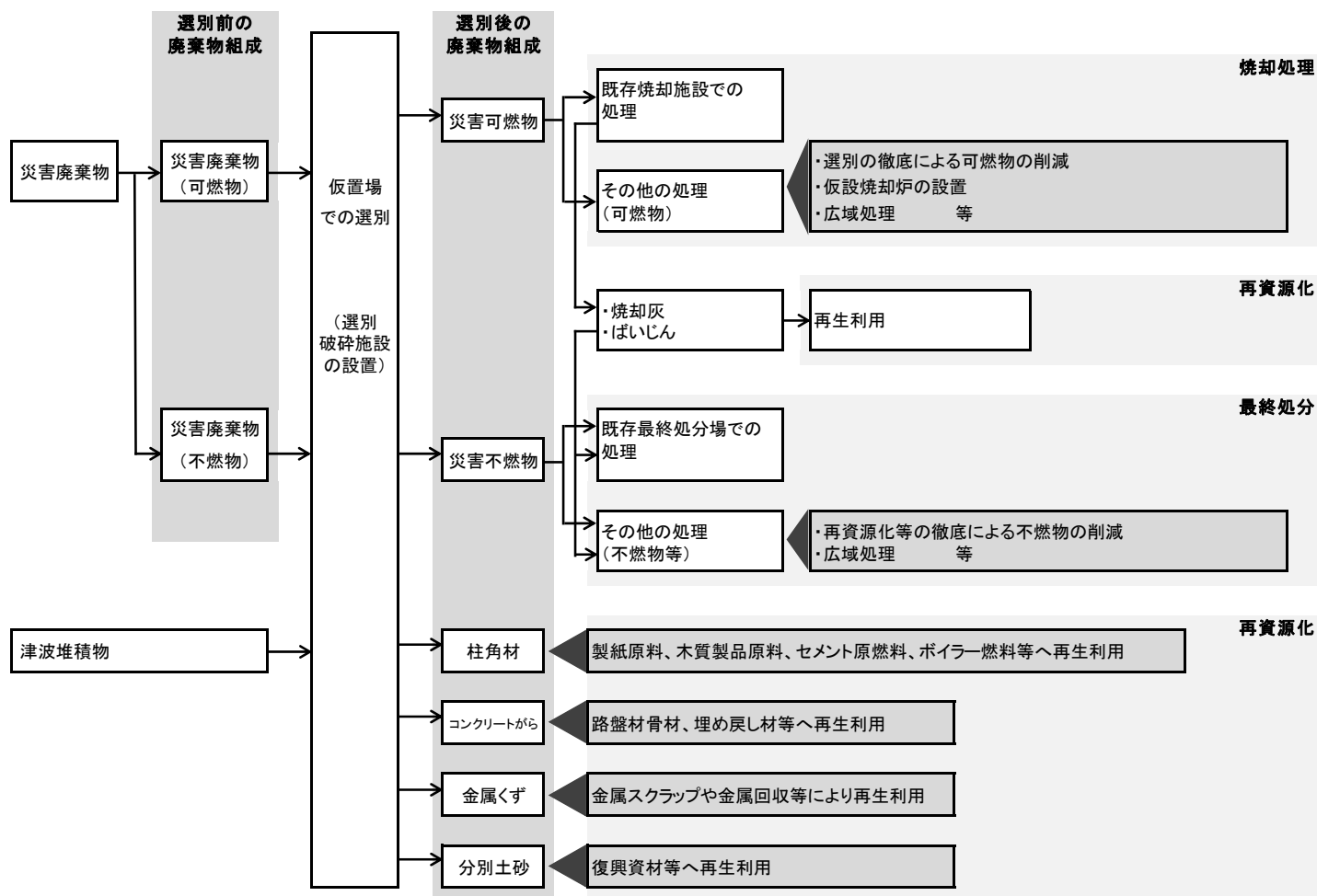
- ① 災害廃棄物の処理については、可能な限り早期の処理を目指し、発災後に適切な処理期間を設定する。
- ② 大規模災害時においては、概ね3年以内の処理を目指す。ただし、復旧・復興事業における再生資材の利用や進捗に応じて柔軟に対応する。
- ③ 発災後、国により処理指針（マスタープラン）が作成された場合、そこで示される目標期間との整合を図る。

	1年目							2年目	3年目
	1カ月目	2カ月目	3カ月目	4カ月目	5カ月目	6カ月目	7～12カ月目		
1. 避難施設・居住地の廃棄物（生活環境に支障が生じる廃棄物）等の処理									
(1) 仮置場の確保									
(2) 収集									
(3) 中間処理									
(4) 最終処分									
(5) 木くず、コンクリートがらの再生利									
2. 上記以外の廃棄物の処理									
(1) 仮置場の確保									
(2) 収集									
(3) 中間処理									
(4) 最終処分									
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備									
(1) 廃棄物量調査									
(2) 進捗管理									
(3) 協議会の設置・運営									

(3) 処理フロー

- ① 災害廃棄物等発生量と、既存処理施設での処理可能量を踏まえた処理フローをP6に示す。
- ② 災害可燃物は、発災後3年間で本市の焼却施設で処理し、処理能力が不足する分については、広域処理又は仮設焼却炉での処理等を検討する必要がある。
- ③ 災害不燃物と焼却灰等のうち再生利用されないものは、本市の最終処分場で全量埋立が可能である。
- ④ 柱角材、コンクリートがら、金属くず及び分別土砂はリサイクルが可能であり、再生利用率は約8割と推計される。

処理フロー



(4) 生活ごみ及び避難所ごみの処理

災害時においても生活ごみ、避難所ごみは、平常時の収集・処理体制を基本とする。

基本的事項

- クリーンセンター常武で処理・処分することを原則とする。
- 施設破損や停電・断水等により施設が稼働不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管するか、他の市町村に処理の対応を要請する。
- 道路の不通や渋滞等により、収集効率が低下する地域がある場合は、排出場所、排出日時の変更などを検討する。
- 分別区分は、平常時と同様とする。ただし、災害発生直後の応急時は、その重要度を考慮して生ごみ等のもえるごみの収集を優先的に行うため、もえないごみや資源物は、一時的に収集を休止し、各家庭及び避難所での一時保管の協力を要請することも検討する。
- 事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。

(5) 処理困難物等の処理

- ① 処理困難物の種類別に、発災前の計画を踏まえて、回収先や廃棄物処理業者等を確保する。
- ② 有害物・危険物について平常時の収集ルートが機能しているものについては速やかに指定引取先や受入先に引き渡す。

主な処理困難物

スプレー缶、カセットボンベ、蛍光灯・体温計、電池、廃置、廃家電、廃タイヤ、消火器、ガスボンベ、燃料、薬品、廃農薬、殺虫剤、注射器、注射針、石膏ボード、石綿含有廃棄物、廃石綿、水産廃棄物、大量の陶器殻、肥料、飼料、食品廃棄物、PCB 廃棄物、漁網、廃自動車、廃船舶、太陽光パネル

(6) 倒壊家屋等の解体・撤去

被災した倒壊家屋等の解体、撤去及びそれに伴い発生する災害廃棄物の処理は、自己処理が原則となる。ただし、国庫補助事業として認められた場合には、本市の事業として解体撤去、処理を行う。その場合、対象建物は、個人所有の住宅及び中小企業者の事業所とする。

(7) 貴重品・思い出の品等の扱い

貴重品及び思い出の品等は、公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する。地元雇用やボランティアの協力等により、回収・保管・運営を行う。

6. し尿の処理

発災後には、平常時のし尿処理世帯に加え、避難所等に設置される仮設トイレのくみ取りや断水世帯等によるし尿が発生する。

平常時のし尿発生量	: 6.4 (kL/日)
発災 1 週間後のし尿発生量	: 約 35 (kL/日) → 平常時の 5 倍以上が発生
発災 1 カ月後のし尿発生量	: 約 12 (kL/日)

避難所や断水地域については、一時的に多くの人数を収容すること及び断水の恐れがあることを考慮すると、避難所の既存トイレでは対応しきれないため、避難者及び断水地域世帯の市民は、避難所等に設置した仮設トイレを利用する。

発災後のし尿の収集運搬体制・処理体制の確保・処理

- 災害時のくみ取り対象世帯のし尿の収集・処理については、平常時の収集・処理体制を基本とし、委託業者が収集を行い、中部知多衛生組合のし尿処理施設で処理を行う。
- くみ取手数料の減免の取り扱いについては、「災害時におけるし尿くみ取手数料減免取扱要綱」に基づき対応する。
- 災害対策として設置した仮設トイレからのし尿収集・処理は、委託業者が収集し、中部知多衛生組合のし尿処理施設で処理を行う。
- 仮設トイレの設置による収集業務の増大等により、収集に支障をきたす場合は、他市町村の委託業者や許可業者に人員や収集車の調達等の応援を要請する。
- 被害が甚大な場合は、一時的な措置として、貯留槽・便槽内の半分以下程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法等を検討する。
- 施設の復旧や広域処理に対応するために大型タンクローリーの調達や民間の一時貯留施設の利用を検討する。
- 災害発生後、中部知多衛生組合のし尿処理施設の建物・希釈設備・貯留槽・ポンプの損壊、電気系統・揚水設備・配管の損壊、その他付帯設備の損壊が認められる場合は、直ちに中部知多衛生組合から班長が報告を受け、環境経済部長を通じて災害対策本部に報告する。
- 災害による損壊等で中部知多衛生組合のし尿処理施設での処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、他の市町村に応援を要請する。

第4章 災害廃棄物処理担当職員として

災害時の混乱した状況において、災害廃棄物の処理をスピード感をもって適切に実施するためには、平常時からの準備が不可欠であるとともに、災害時に速やかに適切な行動がとれるように、個人の能力や組織力を高めることが必要である。

そのためには、平常時から本計画の記載内容を職員に周知するとともに、災害廃棄物処理についての教育及び訓練を繰り返し継続的に行っていくことが重要であり、国や県が開催する災害廃棄物や廃棄物処理技術に関する研修会等への積極的な参加に努めるとともに、衛生班では毎年、本計画に基づいた勉強会を実施し、災害時の対応について確認を行うものとする。

(1) 発災直後に行う業務の概要（発災直後の8つの行動）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①情報収集及び記録を開始する ②災害時の廃棄物処理に係る業界団体等との協定内容を確認する ③し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理方法を決定する ④仮置場の開設を検討する ⑤災害廃棄物の発生量と仮置場の必要面積を推計する ⑥災害廃棄物の収集運搬方法を決定する ⑦市民へ周知する ⑧応援要請の必要性を検討する |
|---|

(2) 各時期区分で行う業務の概要

時期区分	業務内容
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ①組織体制の整備、情報収集 ②被害状況の把握、県民センターへの被害状況報告 ③避難所ごみ・し尿の収集運搬（3日以内）、処理 ④地区仮置場（3日以内）、一次仮置場の設置 ⑤県・他市町・民間事業者等への応援要請 ⑥廃棄物の分別・処理方法について市民への指導・相談
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物処理施設の補修・再稼働 ②地区仮置場からの災害廃棄物の収集・撤去 ③廃棄物処理業者への処理委託 ④災害廃棄物発生量等の推計 ⑤災害廃棄物処理実行計画の策定 ⑥災害廃棄物処理補助事業※のための報告書の作成 ※災害関係業務事務処理マニュアル(平成26年6月)を参考に事務を実施 ⑦委託範囲の確定 ⑧事務委託の手続（規約、議決、告示） ⑨仮設処理施設の設置場所選定
復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ①損壊家屋等の解体撤去（※原則所有者による。） ②二次仮置場の設置 ③災害廃棄物の処理 ④災害廃棄物処理補助事業における災害査定を受検、補助申請

常滑市災害廃棄物処理計画（概要版） 平成30年1月

発行：常滑市環境経済部生活環境課 〒479-8610 愛知県常滑市新開町4-1
 TEL：0569-35-5111 FAX:0569-35-3939
 E-mail:seikatsu@city.tokoname.lg.jp